

理事会議事録

- 1 開催日時 令和2年3月19日(木)午前10時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大している中ではございますが、本日は次年度の事業計画及び予算をお諮りすることもあり、開催させていただくこととしました。ご出席いただきありがとうございます。なお、今般の状況を鑑み、本理事会では要点を絞った説明といたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それではまず、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数22名、本日の出席者20名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

続きまして、新たに、ご出席いただいております理事の皆様をご紹介申し上げます。大阪市民生委員児童委員協議会会長の吉川郁夫理事でございます。大阪市民生委員児童委員協議会副会長の四宮政利理事でございます。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を宮川会長をお願いいたします。

宮川議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事が議事録に署名いたします。どうぞよろしく申し上げます。

<第1号議案> 副会長の選任について

宮川議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 副会長の選任について、事務局から説明してください。

浅井局長

事務局長の浅井でございます。

第1号議案 副会長の選任につきまして、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

定款第17条第2項では理事のうち5名を副会長とすると規定しており、現在1名が欠員となっております。また、副会長の選任につきましては、定款第18条第2

浅井局長 項の規定により、理事会の決議によって理事の中から選定することとなっています。事務局案といたしまして、これまで大阪市民生委員児童委員協議会会長に本会副会長として就任いただいていることから、同協議会会長である吉川郁夫理事にお願いしたいと存じます。

任期につきましては、本日、令和2年3月19日から令和2年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、第1号議案、副会長の選任につきまして、ご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮川議長 ただ今、副会長の選任について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。それでは、吉川副会長、恐れ入りますが、副会長席にお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

吉川副会長 (あいさつ)

<第2号議案> 令和元年度補正予算(案)について

宮川議長 続きまして、第2号議案の令和元年度補正予算(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第2号議案 令和元年度補正予算(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料2-1をご覧ください。

今回は、共同募金配分金事業における配分金額の増に伴う収益及び費用の増に関する補正につきまして、お諮りするものです。

資料の中ほど「令和元年度 2次補正予算書(案) 総括表」をご覧ください。

収入の部で、「事業活動収入」において、83万3千円の増額補正でございます。これは、前回の理事会でご報告しましたが、「子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する助成金」について大阪府共同募金会へ助成申請し、決定を受けたことによるものです。なお、同じく助成決定を受けました、「大阪府北部地震および台風21号災害に係る災害ボランティア・NPO活動サポート募金を財源とした助成金」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度に実施することから、令和2年度予算に計上しています。

この増額補正によりまして、補正後の収入予算額は、計49億6,401万7千円となります。

支出の部は、事業活動支出で83万3千円の増でございます。これは、収入の部で申しあげました、『共同募金配分金事業』における収入が増額したことによるもので、補正後の支出予算額は、49億859万5千円となります。

以上、第2号議案、令和元年度補正予算(案)につきまして、ご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

宮川議長 異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 令和2年度事業計画及び予算(案)について

宮川議長 続きまして、第3号議案の令和2年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。

第3号議案、令和2年度事業計画及び予算(案)ですが、まずは事業計画(案)につきまして、ご説明いたします。まず、資料3-1の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。

わが国では、人口減少や少子高齢化が更に進展し、核家族化が進み、特に高齢世帯や単身世帯が増加する中、地域でのつながりの希薄化等により地域社会における支え合いが脆弱化しています。

一方で、既存の制度やしきみでは解決できない長期化する引きこもりや複合的な課題を抱えた人、認知症の方などが、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域社会全体で支え合っていくことが、ますます重要となってきます。地域共生社会の実現に向け、こうした課題を抱える人々に対応するためにも、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に推進することが求められています。

社会福祉協議会は、これらを推進する中心的な存在として幅広い分野での取り組みが期待されており、本会としても、自律的な事業運営に向けて組織基盤の強化を図るとともに、職員一人ひとりが、広範な知識と専門性を持ち、組織の透明性を確保しながら市民の信頼に応えるよう取り組んでいきます。

本会が策定した「大阪市地域福祉活動推進計画」に掲げている「担い手」「居場所」「見守り」の重点項目は、地域共生社会の実現への提案と重なるところでもあります。

特に「担い手」については、新たな地域福祉活動者の不足や継続性などの課題が明らかになっており、とりわけ次代を担う若年層として、学生ボランティアの育成を図っていくこととします。また、福祉人材の不足に対しても、専門職の定着・育成は勿論のこと、専門職以外の人材、特に介護分野への参入も促していきます。

また、地域住民に近い各区社会福祉協議会においては、本人や世帯の属性に関わらず相談を受け止め、個々の暮らしを支えるべく、見守り相談室や生活困窮者自立相談窓口の設置など、様々な事業を展開しているが、こうした事業への協働・支援を強力に進めるとともに、法人としての運営強化も支援していきます。

さらに、近年多発している自然災害などに対する備えが一層必要となっており、災害ボランティアセンターの取り組みや、生活の拠点である住まいにも目を向け、だれもが社会から孤立しない地域での住民同士の見守り合い意識の醸成、地域づくりの推進についても、地域の多機関と連携しながら、本会と各区社会福祉協議会が協働して進めていきます。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密に

堀江課長

し、地域福祉を一層推進します。

続きまして、2頁「Ⅱの令和2年度事業」でございます。新規事業を中心に、主な内容につきましてご説明いたします。

2頁の1「自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」につきましては、平成29年度から設置しております「市・区社協経営計画会議」において、社協をとりまく現状をふまえ、市・区社協の共通した課題を具体的に検討し対応していくとともに、働き方改革関連法への対応や外部環境の変化も踏まえた、組織基盤の強化や人材育成等に取り組んでまいります。

3頁の3「地域共生社会の実現に向けた区社協活動及び法人運営強化に向けた支援」についてでございます。各区・地域において、課題が深刻化する前の早期発見や多様な担い手の参画と協働、居場所づくり、地域住民の見守り・支えあい活動がより一層推進し、地域住民の多様な生活の困りごとを、個々の生活を軸にしっかり向き合い解決していくため、(1)のアからオに記載のとおり、区社協の各事業の支援を強化するとともに、法人運営を強化いたします。

4頁の4「地域福祉推進に向けた新たな担い手の参画と育成強化」でございますが、社会福祉の分野では、専門職と地域活動の担い手の両方が不足している状況が続いております。地域の担い手については、特に若年層の新しい担い手の参画を拡げるため、大阪市ボランティア・市民活動センターの取組みを通じて学生ボランティアの育成に力を入れていきます。

社会福祉研修・情報センターでは、5頁上段の新規の四角囲みに記載しております、「介護の職場 担い手創出事業」を新たに実施し、専門職以外の方を介護分野へ参入を促し、福祉人材の裾野を拡げていくこととします。

5頁の5「助成金や市民からの寄付等による民間活動への支援」でございます。

(1)の大阪市ボランティア活動振興基金につきましては、従来の助成金の枠組みでは、活動者にとっては活用しにくいという意見も踏まえ、令和2年度助成から、法人格を必須条件から外し、区分によっては人件費の充当を可とするなど、民間活動団体を後押しできる内容に変更いたしました。

7頁の8「生活支援・介護予防の推進」につきましては、従来の取組みに加え、認知症サポーターの引き続きの養成と併せて、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとしてチームオレンジを進めていくこととしております。

8頁の9「多様な相談窓口の充実」ですが、中でも、(1)のボランティア・市民活動センター事業において平日の利用時間を見直し、市民サービスの拡充を図ってまいります。

9頁の10「中立・公正な立場にたった事業の展開」は、要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業について記載しています。改正介護保険法に伴い、認定調査の更新希望者が急増し、認定調査が遅滞しておりますが、人員の確保や休日に認定調査を実施するなど、遅滞解消に向け職員一丸となり取り組んでいるところです。令和2年度についても、引き続き体制強化に努め、着実に調査を実施していきます。

最後になりますが、11「福祉関係機関、団体との連携と協働」でございます。(2)指定都市社協・民児連連絡協議会の開催ですが、全国の指定都市社協・民児協の代表者が、連携と協働のあり方などについて検討する場として、7月に本会と大阪市民生委員児童委員協議会と共催で開催いたします。

堀江課長

(4) 大阪市住まい公社との連携でございます。先ほど、宮川会長のあいさつにもありましたが、本会と大阪市住宅供給公社がそれぞれの活動の範囲の中で、互いの強みを活かし、市営住宅や公社賃貸住宅等にお住まいの方の生活の困りごとなどに対し、本会や区社協の各事業などを通して支援していくこととしております。

(5) (6) (7) に記載の社会福祉施設との連携につきましては、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの推進をはじめ、様々な場面で一層連携を強化していくこととしております。

以上、令和2年度事業計画について、ご説明申しあげました。

真鍋次長

続いて、令和2年度予算（案）について、ご説明申しあげます。11頁の「令和2年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、最上段、事業活動収入が41億6,111万7千円、その2段下、その他の活動収入が5,587万5千円で、合計しますと42億1,699万2千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、7億9,301万1千円の減となっております。

次に支出額ですが、最上段、事業活動支出が42億4,028万5千円、その下、施設整備等支出が123万円、その下、その他の活動支出が5,715万5千円、更にその下、予備費支出が、109万8千円で、合計しますと43億976万8千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、6億3,754万1千円の減となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス9,277万6千円となります。

次に、(2) 予算の内訳をご覧ください。年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は0円であり、収入に見合った支出を計上しております。

一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。令和2年度予算については、収支差額はマイナス9,277万6千円となりますが、それぞれの事業における助成・貸付計画に基づき、計画的な支出予算を計上しています。

次に、12頁の「2収入の状況」について、下段に記載しています「(3) 主な増減理由」でご説明します。受託金収入は、市民活動総合支援事業への公募申請について見直したことによるものでございます。基金積立資産取崩収入は、令和2年度については満期を迎える債権がなく、取り崩す必要がないため、予算を計上していません。その他の活動による収入は、令和元年度において、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る以降3年間分の貸付金原資を含んだ金額を予算計上していましたが、令和2年度については従来どおり貸付金及び事務費の10%の補助金収入のみ計上しています。

続いて、資料13頁の「3支出の状況」について、下段に記載しています「(3) 主な増減理由」でご説明します。共同募金配分金事業費支出は、先ほど令和元年度第2次補正予算案でご説明しましたが、「大阪府北部地震および台風21号災害に係る災害ボランティア・NPO活動サポート募金を財源とした助成金」に係る経費を、予算計上したものです。分担金支出は、指定都市社協・民児連連絡協議会の開催経費を予算計上しています。基金積立資産支出は、令和2年度については満期予定の債券がなく買い換えられないため、予算計上していません。積立資産支出については、被

真鍋次長

災時の被災者支援を目的として設置しています「大阪市災害時ボランティア活動支援積立金」への積立のほか、従来は補正予算で計上しておりました経営安定化基金積立金への積立を、当初予算で計上したものでございます。

最後に、資料 14 頁の「4 事業別支出予算額の状況」について、下段に記載しています「(2) 主な増減理由」でご説明します。まず、地域福祉活動推進支援事業は、指定都市社協・民児連絡協議会の開催経費を計上しております。要介護認定訪問調査事業は、調査件数の減少見込みにより約 9,000 万円の予算の減少を見込んでおります。ボランティア・市民活動センター事業は、区社協への支援、相談窓口の充実、担い手の育成などをより強化するため、受託事業を見直したことから、予算については約 1,400 万円の減を見込んでいます。地域包括支援センター連絡調整事業は、大阪市から新たにオレンジサポーター地域活動促進事業を受託したことから、約 560 万円の予算の増加を見込んでおります。社会福祉・研修情報センター事業は、令和 2 年度から新たに 5 年間の指定管理業務を受託しております。また、新たに「介護の職場 担い手創出事業」を実施することから、約 1,300 万円の予算増加を見込んでおります。なお、令和元年度まで全国社会福祉協議会から受託しておりました「介護福祉士実務者研修事業」につきましては、大令和元年度をもって同事業の受託を終了したため、予算計上はありません。職員費調整事業は、定年退職等による職員の高年齢層の減少と、新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少を見込み、予算計上しています。ボランティア活動振興基金事業は、前述のとおり、令和 2 年度は満期を迎える債券がないため、予算額 4 億円が減額となっています。また、助成金支出について、令和 2 年度から助成事業を改編し、約 3,000 万円の予算減額となっておりますが、予算額を助成上限とするのではなく、助成要綱に沿った申請については積極的に助成し、ボランティア活動の活性化を支援してまいります。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては資料 3-2 に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、令和 2 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 3 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 4 号議案> 諸規則等の制定及び一部改正（案）について

宮川議長

続きまして、第 4 号議案 諸規則等の制定及び一部改正（案）について、事務局から説明してください。

真鍋次長

第 4 号議案、諸規則等の制定及び一部改正（案）について、ご説明申し上げます。お手元の資料 4-1 をご覧ください。職場におけるハラスメントの防止等に関する規程（案）でございますが、労働施策総合推進法の改正により令和 2 年 6 月 1 日からパワーハラスメント防止のための措置を講ずることが義務化されることを受けまして、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等も含めた全てのハラスメントを防止するため、新たに制定するものでございます。

真鍋次長

続きまして、資料 4-2 をご覧ください。職員就業規則等の一部改正（案）でございますが、資料の 4 頁以降に各規則の新旧対照表及び改正後の全文について掲載しておりますが、説明については冒頭の資料を使ってご説明いたします。1 頁をご覧ください。

職員就業規則等の一部改正（案）における主な改正点は 3 点となっており、1 点目は働き方改革関連法の施行に伴う休暇制度の見直し、2 点目は先ほどご説明しましたパワーハラスメント対策の法制化に伴う改正、3 点目は各就業規則における文言統一及び並び順の整理による条項の修正でございます。

主な改正内容ですが、休暇制度の見直しの 1 つとして、1 頁下段の表に記載のとおり固有職員のみ規定されていた休暇等を全職員に拡大し、就業規則にその内容を追記するものです。

2 頁に移りまして、上段の表に記載のとおり給与の取扱いについて整理を図り、各就業規則にその内容を反映しています。(3) 休暇制度の内容の見直しとして、記載の休暇について日数等を見直しいたします。

3 頁、ハラスメント対策につきましては、各就業規則に条文を追記いたします。

資料 4-3 から 4-5 につきましては、ただいま説明いたしました職員就業規則の一部改正に伴う条項の修正となっております。

続きまして、資料 4-6「大阪市ボランティア・市民活動センター規程の一部改正（案）」につきましては、事業計画でもご説明しましたが、市民サービスの拡充を図るための利用時間変更によるものでございます。

最後の資料 4-7「大阪市ボランティア活動振興基金規程の一部改正（案）」につきましては、現在の基金の考え方に合わせ変更するものです。

以上、諸規則等の一部改正（案）について、ご説明申しあげました。

宮川議長

ただ今、諸規則等の制定及び一部改正（案）について、説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 4 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 5 号議案＞ 評議員会の開催（案）について

宮川議長

続きまして、第 5 号議案 評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

浅井局長

第 5 号議案 評議員会の開催（案）につきまして、ご説明申しあげます。

資料 5 をご覧いただきたいと存じます。

定款第 14 条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

開催日時及び開催場所につきましては、令和 2 年 3 月 26 日（木）、午後 1 時 30 分から市立社会福祉センターで開催いたします。議案及び報告事項につきましては、資料に記載のとおりです。

以上、評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろし

浅井局長 くお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今、評議員会の開催（案）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。予定の議案は以上ですが、報告事項について事務局から一括して説明してください。

真鍋次長 報告事項につきまして、一括してご報告させていただきます。

まず、職員行動指針の策定について、ご説明します。資料6をご覧ください。

市・区社協の共通課題である「人材育成」の観点から、取り組んだもので、社会福祉協議会の法人理念はありますが、職員一人ひとりが社会福祉協議会職員として求められている役割を認識し、同じ目標をもって業務を遂行することで、一体感と資質向上を図ることを目的としています。

策定にあたりましては、市・区社協全職員に対し、「社会福祉協議会の職員として私に求められている役割」は何か意見を求め、結果、約500人、延べ1926件の意見を基に、入職2、3年目の職員も参画して集約し、6項目にまとめました。理事の皆様には、この指針に基づき職員一人ひとりが業務を推進していくという姿勢について、また、ご指導いただければ幸いです。

続きまして、「令和2年度指定都市社協・民児連連絡協議会について」でございます。資料7、1頁をご覧ください。前回、理事会でご報告いたしましたように、7月9日・10日の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染症の状況等によりましては、今後、変更となる可能性もございます。

次に2頁をご覧ください。当日の出席につきまして記載しております。

本会議は指定都市社協・民児連の代表が一堂に会して、共通の福祉課題について協議・検討する場であり、会場等も勘案し、第1日目の7月9日「全体会」については、市社協の正副会長と24区社協会長の皆様、その後の「分科会」及び「情報交換会」については、市社協理事である9区社協会長にご出席をお願いいたします。なお、第2日目、7月10日の「全体会」については、宮川会長にご出席をお願いいたします。ご出席をお願いいたします会長・副会長、区社協会長の皆様にはご予定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

報告事項は以上でございます。

宮川議長 ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようなので、議長役を終了させていただきますが、本日は時間短縮のため、大幅に簡略化した説明となりました。聞いておきたいことはございませんか。

永岡副会長 新型コロナウイルスの感染が拡大している中、市社協としてどのような対応をしているか簡潔にご報告いただけますか。

浅井局長 ただいまの永岡副会長のご質問でございますが、市社協事業あるいは区社協事業の内、指定管理事業については大阪市の方針に基づいて一定期間、利用者のご利用は差し控えている状況でございます。なお、その他の事業につきましては、通常どおり新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの装着やアルコール消毒

浅井局長 など、利用者の皆様に配慮して事業を実施しているところでございます。老人福祉センターなどの事業が停止しているということにつきまして、当該事業の利用者のうち見守りが必要な方や気になる方については市社協から区社協の方に見守り事業などを通して訪問や電話で見守りをするように指示しているところでございます。

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。
 今後の予定でございますが、議案書の2枚目最下段に記載のとおり令和2年6月9日（火）午前10時30分から開催いたしますので、ご予約いただきますよう、よろしく願いいたします。
 本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。